

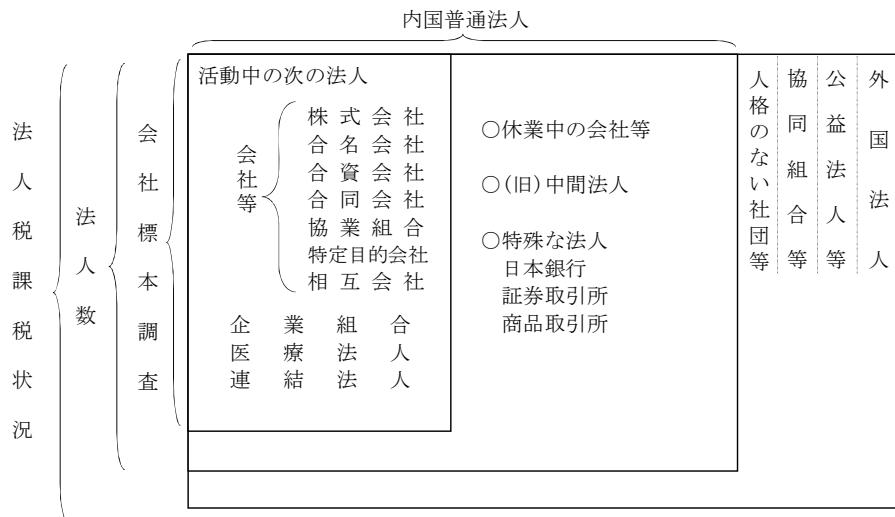
# 4 法人税

統計表を見る方のために

## 1 利用上の注意

この章は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了した事業年度分についての法人税課税状況及び法人数から成っている。法人税課税状況と法人数は、全数調査により調査集計した。「4-1 課税状況」は、課税対象となる法人について示しており、「4-2 法人数」はその内、内国普通法人（連結法人を除く。）を業種別、資本金階級別等に示したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。



## 2 用語の説明

### (1) 法人の種類及び課税の範囲

- イ 内国法人……国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。
- ロ 外国法人……内国法人以外の法人＝日本国内に源泉のある所得について課税される。
- ハ 連結法人……連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人をいう。
- (2) 事業年度……通常、法人の決算期間のことをいう。年1回決算（決算期間12か月）の法人、年2回決算（決算期間6か月）の法人などがある。
- (3) 資本金の額……事業年度末の払込済資本金額である。
- （括弧内説明）
- 公共法人……………法人税法別表第一に該当する法人＝法人税の納税義務を有しない。  
(例、地方公共団体、地方道路公社、日本放送協会)
- 公益法人等……………法人税法別表第二に該当する法人等＝収益事業から生じた所得についてのみ課税される。（例、公益財団法人、公益社団法人、非営利型法人に該当する一般財団法人又は一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人）  
※特定非営利活動法人など、公益法人等とみなす法人を含む。
- 協同組合等……………法人税法別表第三に該当する法人＝課税の範囲について特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い。（例、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、信用金庫、森林組合）
- 人格のない社団等……法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの＝収益事業から生じた所得についてのみ課税される。
- 普通法人……………上記以外の法人＝課税の範囲について特例はない。

### 3 法人税の税率

#### (1) 各事業年度の所得及び清算所得に対する税率

区分	各事業年度の所得に対する税率							区分	清算所得に対する税率					
	普通法人		協同組合等	公益法人等					普通法人	協同組合等				
	基本税率	中小法人の軽減税率		一般社団法人等		左記以外の公益法人等								
				年800万円超の金額	年800万円以下の金額	年800万円超の金額	年800万円以下の金額							
平成2年4月1日以後開始の事業年度	37.5%	28%	27% (30%)		27%		22%		平成2年4月1日から平成10年3月31日までの間に解散又は合併をした場合	33.0%	24.8%			
平成10年4月1日以後開始の事業年度	34.5%	25%	25% (30%)		25%		22%		平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間に解散又は合併をした場合	30.7%	23.1%			
平成11年4月1日以後開始の事業年度	30%	22%	22% (26%)		22%		22%							
平成20年12月1日以後開始の事業年度	30%	22%	22% (26%)	30%	22%		22%		平成11年4月1日以後に解散又は平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間に合併をした場合	27.1%	20.5%			
平成21年4月1日以後終了の事業年度	30%	18%	22% (26%)	18%	30%	18%	22%	18%						

(注) 1 各事業年度の所得に対する税率のうち、普通法人に対する中小法人の軽減税率は、資本金1億円以下の法人又は資本を有しない法人の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される。  
 2 協同組合等の( )書きの税率は、特定の協同組合等の所得のうち10億円を超える分のものである。  
 3 一般社団法人等とは、公益社団法人及び公益財団法人並びに非営利型法人をいう。

#### (2) 退職年金等積立金に対する税率

退職年金等積立金の額の ..... 1 %

(注) 平成11年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、法人税は課されない。

#### (3) 特定信託の各計算期間の所得に対する税率

特定信託の各計算期間の所得額の ..... 30%

(注) 特定信託の各計算期間の所得に対する税率は、平成19年9月30日前に効力を生じた信託について適用される。

#### (4) 同族会社及び同族特定信託の留保金に対する特別税率

##### イ 留保金額

区分	同族会社			同族特定信託
	各事業年度の留保所得金額から 次のうち最も多い金額を控除した金額			
平成18年4月1日前 開始事業年度 (計算期間)	①所得等の金額の35%相当額 ②年1,500万円 ③資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額			①所得等の金額の35%相当額 ②年1,500万円
平成18年4月1日以後 開始事業年度 (計算期間)	①所得等の金額の40%(50%※)相当額 ②年2,000万円 ③資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額 ④自己資本比率が30%に満たない場合の満たない部分の金額(※)			①所得等の金額の40%相当額 ②年2,000万円
平成19年4月1日以後 開始事業年度 (計算期間)	①所得等の金額の40%相当額 ②年2,000万円 ③資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額			同上

(注) 1 この特別税率の適用について、平成18年4月1日以後開始する事業年度における対象会社(特定同族会社)の判定は、1株主グループにより行われる。(同族特定信託の判定も同様)。

2 同族会社の(※)は、資本金1億円以下の同族会社について適用される。

3 平成19年4月1日以後開始する事業年度において、特定同族会社のうち、資本金が1億円以下である被支配会社については、この特別税率は適用されない。

4 同族特定信託の留保金に対する特別税率は、平成19年9月30日前に効力を生じた信託について適用される。

##### ロ 留保金額に対する税率

年 3,000万円以下の金額の ..... 10%

年 3,000万円を超える金額の ..... 15%

年 1億円を超える金額の ..... 20%

(注) 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に開始する事業年度における同族会社の留保金に対する税額は、上記の税率により計算した税額の合計額の95%相当額となる。

(5) 各連結事業年度の連結所得に対する税率

区分	各連結事業年度の連結所得に対する税率			
	連結親法人			
	普通法人		協同組合等	
	基本税率	中小法人の 軽減税率	年800万円 超の金額	年800万円 以下の金額
平成14年4月1日以後 開始の連結事業年度	30% (32%)	22% (24%)	23% (25%)	
平成21年4月1日以後 終了の連結事業年度	30%	18%	23%	19%

(注) 1 各連結事業年度の連結所得に対する税率のうち、普通法人である連結親法人に対する中小法人の軽減税率は、資本金1億円以下の連結親法人のうち、年800万円以下の金額について適用される。

2 ( )書きの税率は、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する連結事業年度に適用される連結付加税率を含めた税率である。

(6) 連結同族会社の連結留保金に対する特別税率

イ 連結留保金額

区分	各連結事業年度の連結留保所得金額から 次のうち最も多い金額を控除した金額
平成18年4月1日前 開始連結事業年度	①連結所得等の金額の35%相当額 ②年1,500万円 ③連結親法人の資本金の25%相当額からその連結事業年度末の連結利益積立金額を控除した金額
平成18年4月1日以後 開始連結事業年度	①連結所得等の金額の40%(50%(※))相当額 ②年2,000万円 ③連結親法人の資本金の25%相当額からその連結事業年度末の連結利益積立金額を控除した金額 ④自己資本比率が30%に満たない場合の満たない部分の金額(※)
平成19年4月1日以後 開始連結事業年度	①連結所得等の金額の40%相当額 ②年2,000万円 ③連結親法人の資本金の25%相当額からその連結事業年度末の連結利益積立金額を控除した金額

(注) 1 この特別税率の適用について、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度における対象会社(連結特定同族会社)の判定は、1株主グループにより行われる(同族特定信託の判定も同様)。

2 (※)は、資本金1億円以下の連結親法人について適用される。

3 平成19年4月1日以後開始する連結事業年度において、連結特定同族会社に該当する連結親法人の資本金が1億円以下である場合、この特別税率は適用されない。

ロ 連結留保金額に対する税率

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| 年 3,000万円以下の金額の・・・・・  | 10% |
| 年 3,000万円を超える金額の・・・・・ | 15% |
| 年 1億円を超える金額の・・・・・     | 20% |